

仕 様 書

- 1 この仕様書は、富山県（以下「発注者」という。）が実施する渡船代行車両運行業務（以下「委託業務」という。）を遂行するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 受託者（以下「受注者」という。）は、県営渡船の早朝及び夜間運航の廃止に伴い、渡船に代わる車両（以下「代行車両」という。）をあらかじめ定められた時刻表（以下「時刻表」という。）に基づき運行する定時運行（以下「定時運行」という。）及び時刻表に記載する夜間（午後 11 時 15 分 万葉線中新湊駅前待合所（以下「中新湊駅待合所」という。）発から午前 5 時 45 分 中新湊駅待合所発まで）の時刻に対して電話等の連絡があった場合にのみ、指定された乗降地点間を運行する申込み運行（以下「申込み運行」という。）の 2 形態の運行形態を実施する。
- 3 委託事項
 - (1) 代行車両運行業務
 - ア 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
 - イ 運行を要する日
委託期間について毎日運行すること。
 - ウ 運行時間及び便数
 - (ア) 定時運行
 - ・ 午前 5 時 55 分 堀岡発着場発から午前 6 時 25 分 堀岡発着場発までの 3 便
 - ・ 午後 8 時 35 分 中新湊駅待合所発から午後 10 時 30 分 堀岡発着場発までの 8 便
 - (イ) 申込み運行
午後 11 時 15 分 中新湊駅待合所発から午前 5 時 45 分 中新湊駅待合所発までの 27 便のうち、電話等の連絡があった場合
※別紙時刻表参照のこと。
- エ 運行区間及び経路
 - (ア) 運行区間は、定時運行については中新湊駅待合所から堀岡発着場まで（7.5km）とし、申込み運行については、当該区間で指定された乗降地点間を運行する。
 - (イ) 運行経路は、中新湊駅待合所を起点とする場合は新湊大橋、堀岡古明神交差点及び堀岡福祉センター前を順次経由して堀岡発着場を終点とし、堀岡発着場を起点とする場合はこれらを逆に経由して中新湊

駅待合所を終点とする。

(ウ) 乗降地点は、中新湊駅待合所、万葉線海王丸駅前、堀岡古明神交差点付近、旧堀岡福祉センター前及び堀岡発着場とする。

(エ) 利用者からの要請があったときは、万葉線越ノ潟駅前を經由する。

オ 運行業務内容の変更

天候その他やむを得ない理由により、ウ又はエの規定に基づき業務を実施しない場合は、発注者の同意を得てこれを行うこと。ただし、緊急時にあっては、この限りでないこと。

(2) 待合所等管理運營業務

ア 万葉線中新湊駅前及び堀岡発着場において、代行車両の待合所を開設するとともに、利用者から申込み運行の要請があった場合は、30分以内に要請のあった乗降地点に到着できるような体制を講じること。

イ 待合所の利用時間は午後8時30分から午前6時45分までとすること。

ウ 堀岡発着場の待合所は、県営渡船の待合室を活用するものとし、定期的に清掃並びに照明及び出入口の管理を行うこと。

エ 中新湊駅待合所及び堀岡発着場を監視するとともに、異常が生じた場合は、あらかじめ指定した先への連絡等を行うこと。

オ エの監視業務を行うにあたり、必要な機器の設置及びすべての管理費用を負担することとする。その他、機器の故障等により業務の遂行ができない場合は該当の待合所に各1名監視員を置くこと。

カ アに掲げるもののほか、県が停留所その他の代行車両への乗降のための施設を設置した場合は、当該施設の定期清掃並びに照明及び出入口の管理を行うこと。

キ 上記アからカの業務について、効率化を図る観点からその一部を再委託できるものとする。ただし、この場合は、あらかじめ書面により県の承認を得ること。

(3) 時刻表の掲示等

ア 中新湊駅待合所、堀岡発着場及び万葉線越ノ潟駅のほか、万葉線海王丸駅前、堀岡古明神交差点付近及び旧堀岡福祉センター前の各乗降箇所において連絡先を記載した時刻表を掲示するとともに、これを管理すること。

(ただし、県が各乗降箇所に設置している時刻表の使用を認める。)

イ 越ノ潟地区、堀岡地区及び海老江地区の各家庭配付用時刻表について作成・配付し、周知徹底を図ること。

(4) 定員等を超える利用者がある場合の措置

1便の利用客が定員を超え、又は自転車の搭載台数も搭載能力を超える場合には15分以内に必要な数のタクシー（自転車の搭載が必要な場合にあっては、その機能を有するもの。）の配車を行うこと。

4 その他の委託条件

(1) 緊急時の対応

車両事故等により車両の運行に支障が生じた場合、車両の運行中又は待合所において利用者に傷病等が発生した場合その他緊急事態が発生した場合の対応方法を文書により定めること。

(2) 乗務員等の教育訓練

乗務員等の教育訓練の方法を文書により定め、かつ、その内容に沿って適宜実践すること。

(3) 運行管理

代行車両の運行実態を把握し、記録するため、当該車両にタコメーター、無線を装備すること。

5 渡船代行車両運行業務実施に当たっての準備事項

(1) 代行車両の確保

ア 代行車両の仕様及び台数

代行車両は、最低1台は旅客運送事業用自動車（営業用ジャンボタクシー仕様）であって、定員9名及び自転車2台を搭載できるものとする。

イ 改造に当たっての留意事項

(ア) 客室部の面積は貨物部の面積より広いこと。

(イ) 貨物部に自転車の転倒防止装置を装備すること。なお、搭載する自転車の全長は約1700ミリメートルであるが、前輪を傾けることにより約1500ミリメートルとなること。

(ウ) 座席及び座席取付装置の技術基準、座席ベルトの取付装置の技術基準を満たすこと（メーカー等による保安基準への適合証明等により陸運支局の検査を通過すること。）。

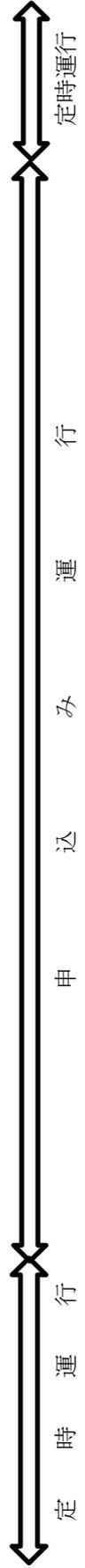
(2) ア及びイに規定する旅客運送事業用自動車（営業用ジャンボタクシー仕様）以外のタクシーを使用する場合は、必要に応じて外付けの自転車を搭載できる器具及び代行タクシー表示板（以下「表示板」という。）を取り付けるなどの措置を講じること。なお、表示板については、県から支給する。

(3) 確保の時期

代行車両は令和7年3月31日（月）までに陸運支局における必要な検査を終え、供用可能とすること。

県営渡船代行車両時刻表

便名	②	④	⑥	⑧	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	⑨	⑪
岡 堀 着 場	20:52	21:22	21:52	22:30	23:30	0:00	0:30	1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	3:30	4:00	4:30	5:00	5:30	5:55	6:25
旧堀岡福祉 センター前	20:54	21:24	21:54	22:32	23:32	0:02	0:32	1:02	1:32	2:02	2:32	3:02	3:32	4:02	4:32	5:02	5:32	5:57	6:27
堀岡古明神 交差点付近	20:56	21:26	21:56	22:34	23:34	0:04	0:34	1:04	1:34	2:04	2:34	3:04	3:34	4:04	4:34	5:04	5:34	5:59	6:29
海王丸 駅前	21:04	21:34	22:04	22:42	23:42	0:12	0:42	1:12	1:42	2:12	2:42	3:12	3:42	4:12	4:42	5:12	5:42	6:07	6:37
中新湊駅 待合所	21:07	21:37	22:07	22:45	23:45	0:15	0:45	1:15	1:45	2:15	2:45	3:15	3:45	4:15	4:45	5:15	5:45	6:10	6:40
便名	①	③	⑤	⑦	1	3	5	7	9	11	13	15	17	19	21	23	25	27	⑩
中新湊駅 待合所	20:35	21:07	21:37	22:07	23:15	23:45	0:15	0:45	1:15	1:45	2:15	2:45	3:15	3:45	4:15	4:45	5:15	5:45	6:10
海王丸 駅前	20:38	21:10	21:40	22:10	23:18	23:48	0:18	0:48	1:18	1:48	2:18	2:48	3:18	3:48	4:18	4:48	5:18	5:48	6:13
堀岡古明神 交差点付近	20:46	21:18	21:48	22:18	23:26	23:56	0:26	0:56	1:26	1:56	2:26	2:56	3:26	3:56	4:26	4:56	5:26	5:56	6:21
旧堀岡福祉 センター前	20:48	21:20	21:50	22:20	23:28	23:58	0:28	0:58	1:28	1:58	2:28	2:58	3:28	3:58	4:28	4:58	5:28	5:58	6:23
岡 堀 着 場	20:50	21:22	21:52	22:22	23:30	0:30	1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	3:30	4:00	4:30	5:00	5:30	6:00	6:25	



別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 受注者は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 受注者は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に発注者の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

第15 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。